

(平成26.12.3秘書印)

常置委員について（議決）

- 1 最高裁判所裁判官会議規程（昭和22年最高裁判所規程第1号）第7条の規定に基づき、司法行政事務を処理するため、常置委員会を置く。
- 2 常置委員会は、司法行政事務のうち、別に最高裁判所長官その他の者に委任された事務以外のものをつかさどる。
- 3 常置委員会は、裁判官会議を招集することができないとき又は招集するが相当でないときに、最高裁判所長官が招集する。
- 4 常置委員会は、最高裁判所長官及び常置委員3人で組織する。
- 5 常置委員は、各小法廷ごとに一人の裁判官を選出するものとし、裁判官会議の議決により定める。
- 6 常置委員は、次に掲げる期間ごとに交替するものとする。
 - (1) 1月1日から5月31日まで
 - (2) 6月1日から7月20日まで及び8月31日から12月31日まで
- 7 常置委員就任中の裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官の配置された小法廷における席次の順序に従って、その職務を代理する。この場合において、代理すべき裁判官がないときは、第一順位の裁判官から席次の順序に従うものとする。
- 8 7の規定により席次の順序に従うときは、最高裁判所長官を除くものとする。

附 則

この議決は、平成27年1月1日から施行する。